



発行 東京都

目次

告示

- 令和3年度東京都補正予算の公表……………一  
 ……(財務局主計部財政課)……………一
- 建築基準法による道路の指定の変更(三件)……………三  
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………三  
 ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五  
 ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

公告

告示

●東京都告示第六百七十九号  
 令和三年四月九日地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定により専決処分した令和三年度東京都一般会計補正予算を次のとおり公表する。  
 令和三年四月二十七日

東京都知事 小池百合子

専決 令和3年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ258,298,014千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,930,824,883千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	595,962,462	231,811,200	827,773,662
	02 国庫補助金	367,041,483	231,811,200	598,852,683
11	繰入金	868,961,162	26,486,705	895,447,867
	03 基金繰入金	857,229,238	26,486,705	883,715,943
12	諸収入	356,758,240	109	356,758,349
	09 雑入	78,842,419	109	78,842,528
歳 入 合 計		7,672,526,869	258,298,014	7,930,824,883

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02	総務費	240,351,124	1,110,868	241,461,992
	07 防災管理費	12,719,511	1,110,868	13,830,379
08	福祉保健費	1,380,585,290	14,300,947	1,394,886,237
	05 高齢社会対策費	216,006,000	8,303,602	224,309,602
	07 障害者施策推進費	200,809,200	433,125	201,242,325
	08 健康安全費	132,887,861	5,564,220	138,452,081
09	産業労働費	633,838,455	242,886,199	876,724,654
	02 産業労働管理費	108,954,000	237,920,000	346,874,000
	03 商工業振興費	439,011,894	4,966,199	443,978,093
歳 出 合 計		7,672,526,869	258,298,014	7,930,824,883

●東京都告示第六百八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第二項の規定による道路

令和三年三月二十三日

武蔵村山市榎三丁目百十三番五、百十八番一、同番六から同番八まで、百十九番一、百二十番一及び同番二の各一部

延長 五七・七〇 幅員 三・六四

●東京都告示第六百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第二項の規定による道路

令和三年三月二十三日

武蔵村山市榎三丁目六十三番地先並びに同番六、六十七番一、七十八番一、同番二及び七十九番四の各一部

延長 三七・四〇 幅員 三・三四

●東京都告示第六百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第二項の規定による道路

令和三年三月二十三日

武蔵村山市榎三丁目七十一番一、同番三、同番四、同番七、同番八、

延長 六四・〇〇 幅員 三・六四

同番十、七十番一、同番二及び七十七番の各一部

●東京都告示第六百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月二十七日

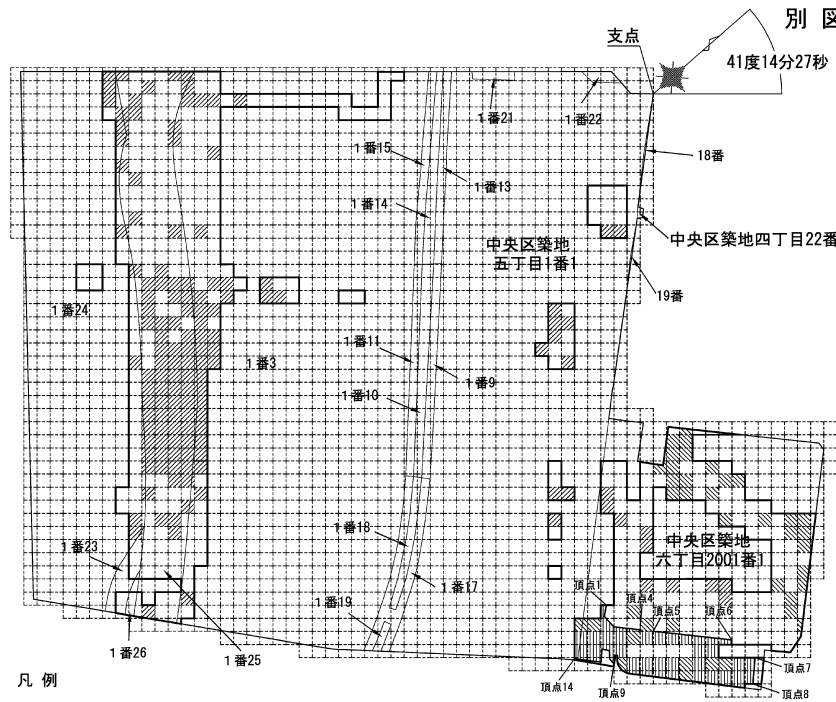
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区築地五丁目及び築地六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域の一部は、規則第五十八条第五項第十一号に該当する。



凡例

- 敷地境界
- 単位区画線
- 筆境界線
- 調査範囲
- 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第11号に該当する区域)  
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第832号、平成31年東京都告示第9号及び第661号、  
令和元年東京都告示第629号並びに令和2年東京都告示第738号及び  
第962号により指定した区域)

〈支点〉  
 支点の位置は、X=-37153.577、Y=-5794.515とする。  
 なお、図中の座標は、中央区築地五丁目1番1の最北端の座標を基に算出した値である。詳細は座標データを参照。

〈格子の回転角度:41度14分27秒〉  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

〈申請に係る土地の面積〉  
 6675.80㎡

〈座標データ〉

頂点	X座標	Y座標	頂点	X座標	Y座標
1	-37437.5375	-5524.8066	7	-37378.6923	-5420.0218
2	-37444.3726	-5519.4795	8	-37393.1174	-5406.0705
3	-37444.1877	-5508.6117			
4	-37430.582	-5493.7199	頂点	X座標	Y座標
			9	-37462.7639	-5487.114
			10	-37462.6347	-5492.4091
頂点	X座標	Y座標	11	-37458.6521	-5497.1991
5	-37423.7953	-5486.2918	12	-37462.1573	-5501.9128
6	-37383.0755	-5441.723	13	-37469.2678	-5494.7207
			14	-37482.7455	-5510.0662

※座標値は任意座標によるもので、基準となる地籍「中央区築地五丁目1番1」の最北端の座標値は (X, Y) (-37153.577, -5794.515) である。  
 ※座標値は、左上の点を頂点1とし、右回りに読み取りを行ったものである。

●東京都告示第六百八十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月二十七日

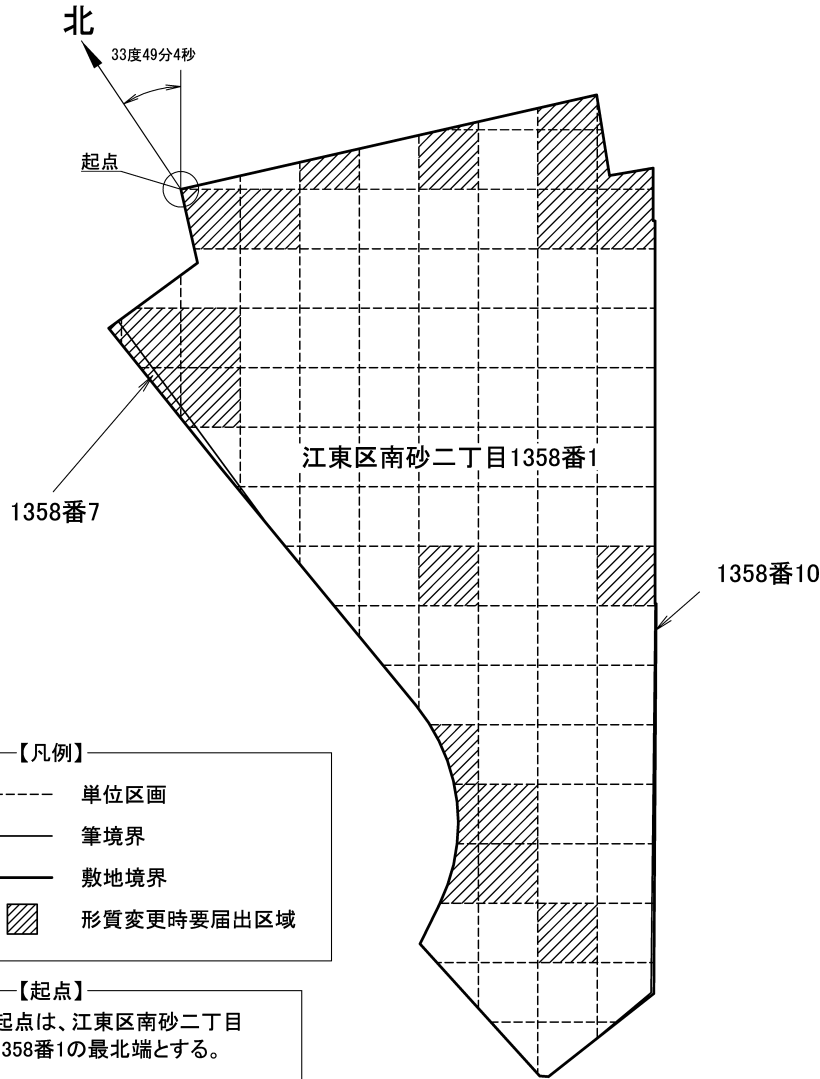
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区南砂二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、江東区南砂二丁目1358番1の最北端とする。

【格子の回転角度(33度49分4秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年四月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年四月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 アクロスプラザ小平
- 二 店舗所在地 小平市上水本町四丁目二十二番一  
号
- 三 設置者名 三井住友トラスト・パナソニック  
ファイナンス株式会社
- 四 設置者住所 港区芝浦一丁目二番三号
- 五 変更前の店舗名 (仮称) 日立自動車教習所跡地計  
画
- 六 変更後の店舗名 アクロスプラザ小平
- 七 変更前の店舗所在地 小平市上水本町四丁目千四百八十  
番一ほか

九 変更後の店舗所在地 小平市上水本町四丁目二十二番一 号	八 変更前の小売業者 の氏名又は名称 未定	七 変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社ロピアほか二名	六 変更前の小売業者 の氏名又は名称 令和三年二月十六日ほか	五 変更後の小売業者 の氏名又は名称 令和三年三月十七日	四 縦覧期間 令和三年四月二十七日から同年八月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	二 届出日 令和三年四月二十七日から同年八月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十七 縦覧期間 令和三年四月二十七日から同年八月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十五 届出日 令和三年三月二十三日	十四 変更日 令和三年一月十五日ほか	十三 変更後の小売業者の代表者名 貞方 宏司(株式会社サンドラック)ほか	十二 変更前の小売業者の代表者名 才津 達郎(株式会社サンドラック)ほか	十一 変更後の小売業者の住所 品川区大崎一丁目十一番二号(株式会社ローソン)	十 変更前の小売業者の住所 大阪府吹田市豊津町九番一号(株式会社ローソン)	九 変更後の設置者の代表者名 成田 豊	八 変更前の設置者の代表者名 株式会社電通グループ	七 変更前の設置者名 株式会社電通	六 変更後の店舗所在地 港区東新橋一丁目八番二号	五 変更前の店舗所在地 港区東新橋一丁目五番地	四 設置者住所 港区東新橋一丁目八番一号	三 設置者名 株式会社電通グループ	二 店舗所在地 港区東新橋一丁目八番二号	一 店舗名 カレッタ汐留	二十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分	二十一 縦覧期間 令和三年四月二十七日から同年八月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	二十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十九 届出日 令和三年四月七日	十八 変更日 令和三年一月十八日ほか	十七 変更後の小売業者の代表者名 永松 文彦(株式会社セブニーイレブン・ジャパン)ほか	十六 変更前の小売業者の代表者名 工藤 健(株式会社セブニーイレブン・ジャパン)ほか	十五 変更後の小売業者の住所 千代田区二番町八番地八(株式会社セブニーイレブン・ジャパン)	十四 変更前の小売業者の住所 港区芝公園四丁目一番四号(株式会社セブニーイレブン・ジャパン)	十三 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社セブニーイレブン・ジャパンほか一名	十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社コーチャルほか六名	十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社アンデルセンほか十七名	十 変更後の設置者の代表者名 山本 敏博	九 変更前の設置者の代表者名 株式会社電通グループ	八 変更後の店舗所在地 小平市上水本町四丁目二十二番一 号
--	--------------------------------	---	---	---------------------------------------	--	--	---	--	---	---	---	-------------------------	--------------------------	--	--	--	---	---------------------------	---------------------------------	-------------------------	--------------------------------	-------------------------------	----------------------------	-------------------------	----------------------------	--------------------	---------------------------------	--	---	-----------------------	--------------------------	---	--	---	--	--	--	--	----------------------------	---------------------------------	--

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

